

地球環境パートナーシッププラザ運営費

平成30年度予算(案) 71百万円(71百万円)

★【目的】

様々な環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するため、市民・NGO/NPO、企業、行政といった各社会主体が、考え方の違いを超え、それぞれの特性を活かしつつ相互に連携する対等・平等な関係(パートナーシップ・協働)による取組の推進を図る。

★【設立年月日】

平成8年(1996年)10月、東京・青山に「地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)／環境パートナーシップオフィス(EPO)」を開設

注)GEOC は、 Global Environment Outreach Centre の略
EPO は、 Environment Partnership Office の略

★【運営形態】

GEOCは環境省と国際連合大学との共同運営で、運営の基本方針については両者により組織される共同運営委員会により決定。

GEOC/EPOともに、環境パートナーシップの推進拠点であることから、運営には行政以外の社会主体(市民・NGO/NPO、企業)の参画を得ることとしており、実際に事業にあたるスタッフは、環境省(民間活動支援室)、国連大学、NPO等の混成チーム。

地方環境パートナーシップ推進事業

平成30年度予算(案)145百万円(128百万円)

背景・課題

・「環境教育等による環境保全活動の取組の促進に関する法律」(以下、環境教育等促進法)第19条に基づく、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の取組を効果的に推進するための拠点として、平成16年度より全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィスを整備・運営。

施策

- ・北海道地方環境パートナーシップオフィス
- ・東北地方環境パートナーシップオフィス
- ・関東地方環境パートナーシップオフィス
- ・中部地方環境パートナーシップオフィス
- ・近畿地方環境パートナーシップオフィス
- ・中国地方環境パートナーシップオフィス
- ・四国地方環境パートナーシップオフィス
- ・九州地方環境パートナーシップオフィス

拠点機能の充実・強化により

- ・行政、企業、NPO等などの民間団体等とのネットワークによる情報収集や情報発信
- ・交流の機会の提供・活用によるネットワークの深化や拡大
- ・プロセスマネージャーの配置による協働取組に関する相談対応やコーディネート等の支援等 を実施

効果

- ・環境教育等促進法第19条第1項第1号から4号に明記された拠点が果たす機能の着実な実施が図られるほか、同第21条の4に基づく協働取組に係る手続の円滑な実施が図られる。
- ・地域における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の効果的な推進が全国的に図られる。

背景・目的

地域の環境課題を解決することは、レジリエンスな地域の構築、鳥獣被害対策など豊かな暮らしを作る上で地域的にも様々な便益がある。

しかし、地域においては、行政課題の増加により、解決すべき環境課題に取り組むことが行政単独では難しくなっており、NGO/NPO、企業等も巻き込んだ取組が求められるようになってきている。

また、環境課題が他の課題と密接につながっていることも多く、他の課題の関係者を巻き込み、他の課題と調和のとれた解決策が求められている。このため、地域に根付いた活動を行っているNGO/NPOが中心となって関与し、様々な関係者との連携の上で、地域の環境課題と社会課題の同時解決を行うことが必要である。

このため、環境省として従来行ってきたNGO/NPO、企業、行政等の協働に基づいた地域の環境取組支援を発展させて取り組む。具体的には、統合的アプローチ、同時解決を謳っているSDGsを複数の取組主体を巻き込み合意形成を行うためのツールとして活用して、伴走支援をしつつ、モデル事業を行う。

また、SDGsを用いた課題解決のメリットについて知見集積し、普及させる。このことにより、他の地域でも関係者を巻き込む必要性を理解した上での取組、明確な目標を持って、関係者で認識を統一した取組を促進することができる。

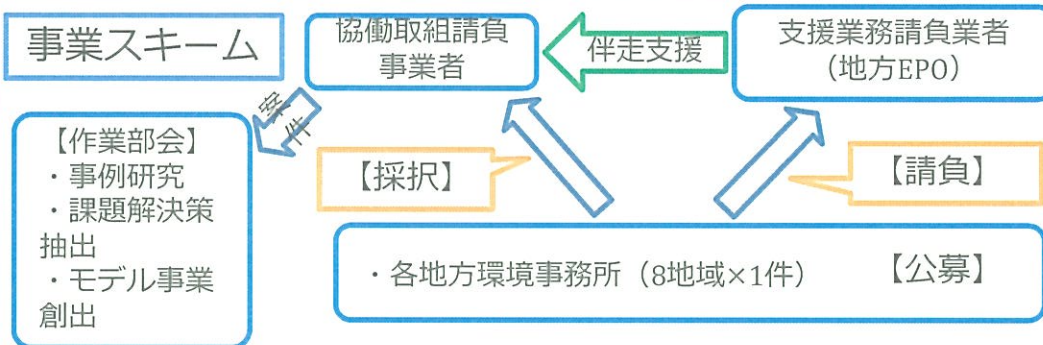
事業概要

環境に関する課題と他の目標の同時達成を目指したNGO/NPO、企業、行政等の協働事業をモデル事業として全国から8件を公募し、地方EPOの伴走支援を受けつつ、取組を推進する。取組については、事業終了後自走を目指したものとする。

また、有識者や関係者等で構成される作業部会を設置し、課題解決策の洗い出しを行う。これらの結果を分析し、モデルとして発信する。

海外事例と国内事例を比較分析し優良事例の国内への反映を行い、国内事例の海外発信を行う。

事業スキーム



期待される効果

より多くの関係者を巻き込みつつ協働し、SDGsをツールとして使うことにより、他の課題と調和のとれた解決策が生み出され、それらを地域の環境課題の解決及び取組をモデルとして発信することにより全国で取組が加速化される。



取組イメージ

＜未利用資源を有効活用した低炭素まちづくり＞

7割が捨てられていた温泉という未利用資源の利活用について、低炭素を旗印にNPOが中心となり、バラバラだった多様な主体（観光協会、旅館組合、商工会など）と協働部会を設置し、各主体を結びつけ協働を進めた。これにより、低炭素のみならず、震災時にも使える地域分散型のエネルギー供給、環境保全型の観光を目指していった。

（自然エネルギー講演会、熱利用ワーキング、温泉熱塩作り体験、バイナリー発電の活用方法）

目標7（クリーンエネルギー） 目標8（持続可能な観光）

目標9（レジリエントなインフラ構築）

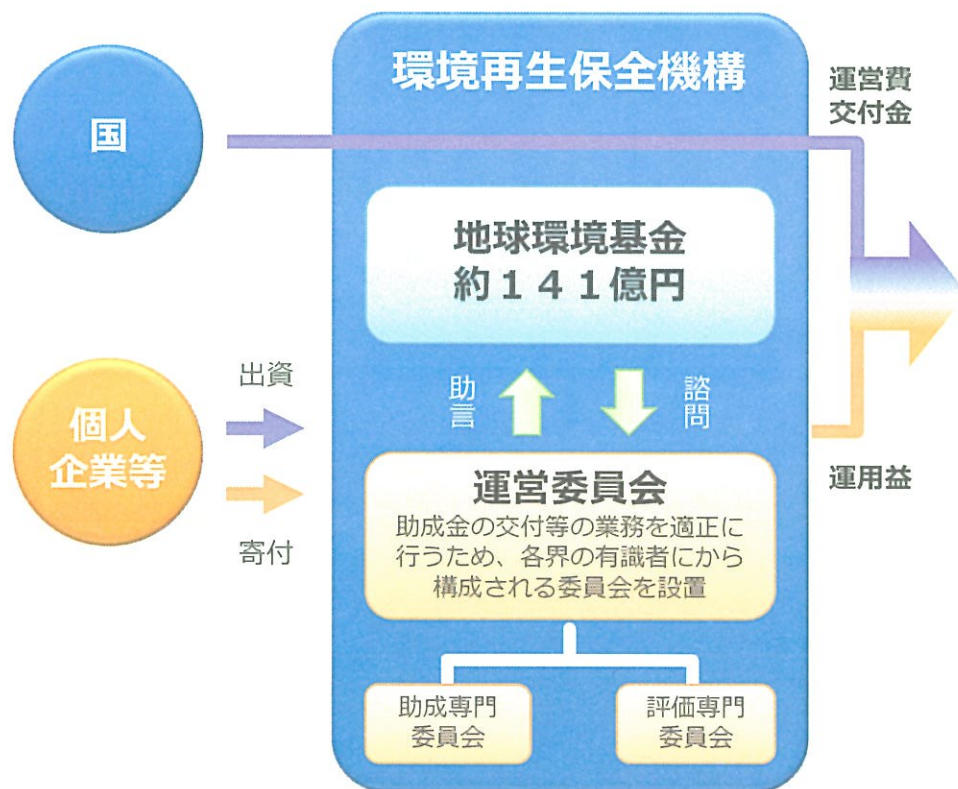
地球環境基金事業

事業の概要

1993年、国からの出資金と広く国民からの寄付金により地球環境基金を創設し、この運用益と国からの運営費交付金により、内外の民間団体（NGO/NPO）の活動を支援（運営主体：独立行政法人環境再生保全機構）

対象団体：NPO法人、（一般・公益）財団法人、社団法人、任意団体（要件あり）

対象活動：国内外の団体が開発途上地域で行う環境保全活動、国内の団体が国内で行う環境保全活動



助成事業

国内外の民間団体（NGO）が開発途上地域又は日本国内で実施する環境保全活動（実践活動、知識の提供・普及啓発、調査研究等）に対し助成金の交付を行う。

【助成の対象になる分野】

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 自然保護・保全・復元 | 6. 循環型社会形成 |
| 2. 森林保全・緑化 | 7. 環境保全型農業等 |
| 3. 砂漠化防止 | 8. 総合環境教育 |
| 4. 大気・水・土壌環境保全 | 9. 総合環境保全活動 |
| 5. 地球温暖化防止 | 10. その他の環境保全活動 |

振興事業

国内外の民間団体（NGO）の環境保全活動を振興するため、調査研究や人材育成研修、情報提供等を行う。

1. 調査研究
国内外の環境保全団体の活動状況や、NPO活動を進める上で必要な基礎情報、共通課題等に関する調査研究の実施
2. 研修・講座
NPOスタッフ、ボランティア等へ各種研修機会を提供
3. 情報提供
ホームページ、各種報告書、ニュースレター等による環境保全活動支援のための情報を発信



生物多様性保全推進支援事業

平成30年度予算(案)
95百万円 (75百万円)

地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

背景 種の保存法改正による特定第二種国内希少野生動植物種制度、認定希少種保全動植物園等制度の創設等に伴い、地域・民間・動植物園等による希少種保全活動をより一層促進する必要

1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援【継続】

下記①～⑤のいずれかに該当する活動であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する

- ① 外来生物対策
- ② 重要地域の保全・再生
- ③ 生態系ネットワークの構築
- ④ 国内希少野生動植物種等対策 (H29までに採択された事業のみ)
- ⑤ 地域・民間の連携促進活動への支援



2. 動植物園等による生息域外保全の支援【追加】

動物園・植物園・水族館等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の飼育・繁殖の取組を支援する

- ※1 改正法に基づく認定を受けた動植物園等を優先的に支援する
- ※2 飼育・繁殖が軌道に乗るまでの一時的な経費を支援する



3. 国内希少種の保全活動への支援【強化】

地域・民間等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全活動を支援する

- ※1 2020年までに新たに約300種の国内希少種を、2030年までに特定第二種を含めて約300種を新たに指定予定
- ※2 分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等の活動を対象とする
- ※3 複数種を対象とした活動や生息地等保護区における活動を優先的に支援する



事業内容

事業スキーム

国

交付金
(交付割合)
右表の通り

活動
団体

交付対象事業

- 地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動
- 1. 生物多様性保全推進支援事業【継続】
 - ① 特定外来生物防除対策、② 生物多様性保護地域保全再生、
 - ③ 広域連携生態系ネットワーク構築、④ 国内希少野生動植物種等対策
 - ⑤ 地域民間連携促進事業
 - 2. 国内希少野生動植物種生息域外保全【追加】
 - 3. 国内希少野生動植物種保全対策事業【強化】

交付対象者・交付割合

	交付対象者	交付割合
1	①～④地域生物多様性協議会 (地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人等で構成) ⑤地方公共団体	1 / 2 以内
2	動物園・植物園・水族館等	定額補助 (1種につき上限2,000千円) (予定)
3	地方公共団体・NPO法人・民間企業等 (NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認)	定額補助 (分布状況調査及び保全計画検討: 上限2,500千円、生息環境改善等: 上限1,500千円 (予定))



背景・目的

国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム（ジオツーリズムを含む。以下同じ。）の活動を支援する。

事業概要

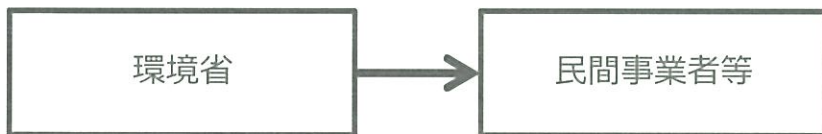
○エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。

事業目的・概要等

事業スキーム

【請負、交付】



期待される効果

自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場として自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化が推進されることにつながる。

イメージ

課題

魅力的なエコツアー等の不足

エコツーリズム地域活性化支援事業 (交付金)

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援

- ・エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- ・国が地域協議会に対しエコツーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を交付



プログラムづくり



エコツーリズム推進全体構想の作成

エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用に寄与